

税務署からのお知らせ

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みません。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問合わせください。

【お問合せ】むつ税務署 調査部門 ☎ 22-4976

不動産取得税（県税）の軽減制度について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。銀行、郵便局の他、コンビニエンスストアでも納付することができます。

軽減制度には次のものがあります。

1 住宅の軽減制度

- (1)新築（未使用の建売住宅等を含む。）で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（以下、特例適用住宅といいます。）を取得した場合、最高1,200万円（特例適用住宅であり、「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から平成26年3月31日までに取得した場合は1,300万円）が価格から控除されます。
- (2)一定の条件を満たす中古住宅（以下、既存住宅といいます。）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

※既存住宅の条件

ア 取得者が自ら居住するものであり、床面積が50㎡以上240㎡以下であること。

イ 次のa、bのいずれかに当てはまること。

a 昭和57年1月1日以降に新築されたものであること。

b 昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合には、新耐震基準に適合していることが取得日以前に証明されていること。

2 住宅用土地の軽減制度

次の(1)~(3)のいずれかに当たる場合は、法律で定める金額が税額から減額されます。

- (1)土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築した場合
 - (2)土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上に特例適用住宅を取得していた場合
 - (3)土地を取得した日の前後1年以内に、その土地の上に既存住宅を取得した場合
- なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎ 22-8581（内線208）